

2025 年度 11 月

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦 2-18-5 白川第 6 ビル 3 階

2025 年度 6 月 1 日付け 派遣労働者数	35 名
2025 年度 派遣先事業所数	10 社
2025 年度 派遣料金の平均額	26, 944 円/8 時間
2025 年度 賃金の平均額	15, 828 円/8 時間
2025 年度 マージン率	41.36%
教育訓練の内容	マナー教育、プログラミング基礎、設計基礎・回路基礎 セキュリティ教育、機密保護教育
その他福利厚生の制度など	出産・育児・介護休業、退職金、慶弔見舞金 メンタルヘルスケア、契約保養施設利用
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項 の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働 者の範囲	全ての設計開発業務に従事する労働者
キャリア・コンサルティング 相談窓口及び連絡先	事業統括部 相談窓口 052-222-2134

※上記のマージン率には、以下の費用などが含まれています。

- 1.当社の教育訓練中の派遣労働者の賃金や当社の間接社員の人事費と販管経費
- 2.当社が負担する社会保険料や福利厚生費
- 3.コンプライアンス等の教育体制の整備費
- 3.営業利益
- 4.その他

許可番号 派 23-301919